

## 2以上の工事を同一の専任技術者が兼任できる場合の 取り扱いについて(お知らせ)

令和4年4月  
岩国市契約監理課

建設業法施行令第27条第2項において、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるとされていますが、以下のとおり取り扱うこととします。

なお、当該規定については監理技術者には適用されませんので、御注意ください。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、建設工事の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項が適用される場合に該当します。

※「施工にあたり相互に調整を要する工事」について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれます。

※「建設工事の相互の間隔が10km程度」の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断します（現場間の直線距離が10.0km以内とし、極端な迂回が生じる等、工事現場間の移動が容易でない場合には適用しません。）。

「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」の例

- ・ 連続する河川（本・支川又は流入する水路）における同種・類似工事
- ・ 国道、県道、市道等における同種・類似工事
- ・ 下水道における同種・類似工事
- ・ 公園や区画整理の同一区域内の同種・類似工事
- ・ 建築物の同一敷地内の同種・類似工事

など

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・ 工事間で土砂等を流用する工事(仮置き場として共有する場合を除く)
- ・ 工事用道路を共有する工事
- ・ 現道規制の調整を要する工事
- ・ 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事
- ・ 相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する工事

など

- ② ①の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、**原則2件**とします。それ以上のものについては、専任する工事の付帯工事など明らかに一体若しくは一連に管理できるものに限ります。
- ③ ①及び②の適用にあたっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、発注者（監督職員）が承諾することにより兼務を認めます。なお、受注者は兼務の申し出を行う場合は、監督職員に兼務を希望する工事間の位置関係（距離）がわかる位置図を提出していただきます。



#### 【関連要綱等】

岩国市現場代理人等取扱要領（令和4年4月1日施行）

※上記要領施行に伴い「建設工事に係わる現場代理人の取扱いについて」  
（平成25年1月31日制定）は廃止します。

#### 【注意点】

各種要綱・様式等を変更しておりますので、入札・契約の際は最新の要綱・様式等を必ず御確認ください。